

操縦士実地試験実施細則 事業用操縦士 (1人で操縦できる回転翼航空機) 新旧対照表

改正案	現 在
<p>I. 一般</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 限定変更に係る実地試験においては、模擬飛行装置又は飛行訓練装置(以下「模擬飛行装置等」という。)を使用して実技試験を行うことができる。その場合の実施要領は次のとおりとする。</p> <p>8-1 模擬飛行装置のみにより実技試験を行える条件は、別に示すとおりとする。</p> <p>8-2 模擬飛行装置等により実技試験の一部を行える条件は、使用する模擬飛行装置等が国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>8-3 模擬飛行装置等で行う場合の実技試験科目は、「IV. 実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等との使用区分」による。</p> <p>8-4 模擬飛行装置等を使用して実技試験を実施する場合、受験者に実地試験開始までに実地試験プロフィールを書面により提出させ、首席航空従事者試験官(地方局担当の試験にあつては前任航空従事者試験官)の了承を得るものとする。</p>	<p>I. 一般</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 限定変更に係る実地試験においては、模擬飛行装置又は飛行訓練装置(以下「模擬飛行装置等」という。)を使用して実技試験を行うことができる。その場合の実施要領は次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>8-1 模擬飛行装置等により実技試験の一部を行える条件は、使用する模擬飛行装置等が国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>8-2 模擬飛行装置等で行う場合の実技試験科目は、「IV. 実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等との使用区分」による。</p> <p>8-3 模擬飛行装置等を使用して実技試験を実施する場合、受験者に実地試験開始までに実地試験プロフィールを書面により提出させ、首席航空従事者試験官(地方局担当の試験にあつては前任航空従事者試験官)の了承を得るものとする。</p>

改正案	現 在
<p>8-5 実機による試験で行った操作は、模擬飛行装置等で実施済の科目であっても評価の対象とする。また、「9. 飛行全般にわたる通常時の操作」、「11. 航空交通管制機関等との連絡」及び「12. 総合能力」にあっては実機及び模擬飛行装置等共通の試験科目であり、実施した場合はそれぞれ判定する。</p> <p>8-6 ビジュアル装置を有する模擬飛行装置等の気象状態の設定は有視界気象状態とする。</p> <p>8-7 模擬飛行装置等による実技試験において次の各号の1に該当する場合は試験を停止し始めからやり直すものとする。</p> <p>8-7-1 模擬飛行装置等の不具合により模擬飛行が中断し試験の判定が困難なとき。</p> <p>8-7-2 教官席を操作する者が模擬飛行装置等の環境設定を行う能力を有しないとき。</p>	<p>8-4 実機による試験で行った操作は、模擬飛行装置等で実施済の科目であっても評価の対象とする。また、「9. 飛行全般にわたる通常時の操作」、「11. 航空交通管制機関等との連絡」及び「12. 総合能力」にあっては実機及び模擬飛行装置等共通の試験科目であり、実施した場合はそれぞれ判定する。</p> <p>8-5 ビジュアル装置を有する模擬飛行装置等の気象状態の設定は有視界気象状態とする。</p> <p>8-6 模擬飛行装置等による実技試験において次の各号の1に該当する場合は試験を停止し始めからやり直すものとする。</p> <p>8-6-1 模擬飛行装置等の不具合により模擬飛行が中断し試験の判定が困難なとき。</p> <p>8-6-2 教官席を操作する者が模擬飛行装置等の環境設定を行う能力を有しないとき。</p>
<p>II. ~IV. (略)</p>	<p>II. ~IV. (略)</p>
<p>附 則 (令和4年1月18日 国空航第2383号)</p> <p>この改正通達は、令和4年1月18日から施行する。</p>	